

みやこ

京・くらしの安心安全情報

第114号

(令和2年12月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

冬は暖房器具による火災に注意！！（2面）

「コンピュータウイルスに感染した」という「偽警告表示」にだまされないで！！／チャレンジ！お買物契約クイズ（3面）

チャレンジ！お買物契約クイズ（解答・解説編）（4面）

宅配便業者を装った「不在通知」の偽メッセージにご注意ください！！



事例①

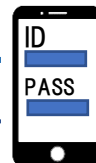
偽サイトにアクセスして、不正なアプリをインストール



あなたのスマートフォンから同じ内容の偽メッセージが大量送信されて、身に覚えのない通信料が発生！！

事例②

偽サイトにアクセスして、ID・パスワードを入力



キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求をされる！！

全国の消費生活センターに、宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMS（ショートメッセージサービス）に関する相談が寄せられています。送られてくるSMSには、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、偽サイトで不正なアプリをインストールさせられたり、偽サイトで入力したID・パスワード、暗証番号、認証コードなどが携帯電話会社のキャリア決済などで不正利用されて、身に覚えのない請求を受けるケースも見られます。

アドバイス

- ・ SMSは電話番号だけで送信することができるので、ランダムに入力した番号などでも成り済ましメッセージが送信できます。SMSなどで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。
- ・ URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力しないようにしましょう。

少しでも不安に思ったり、トラブルに遭った場合は、消費生活総合センター
☎ 075-256-0800 までお電話ください！！（平日 9時～17時）



冬は暖房器具による火災に注意！！ ～布団や衣類を近づけて使っていませんか？～

いよいよ冬本番。本格的に寒くなってきて、暖房器具を使用している方も多いのではないのでしょうか。

しかしとても残念なことに、暖房器具による火災を伴う死亡事故は毎年発生しています。過去 10 年間（平成 22 年～令和元年）で国の製品安全機関（N I T E）に寄せられた暖房器具の火災事故 1,361 件の内、最も多かった原因は「可燃物の接触」で 187 件でした。「可燃物」の内訳は布団や衣類、カーテンが約 7 割を占めています。

というっかり…ストーブをつけたまま寝たり、近くに服やタオルを干したりしていませんか？

暖房器具の使用で気を付けるポイント

❗ 暖房器具の上で洗濯物を干さない！



よく乾くからといって、暖房器具の上に洗濯物を干しては危険です！

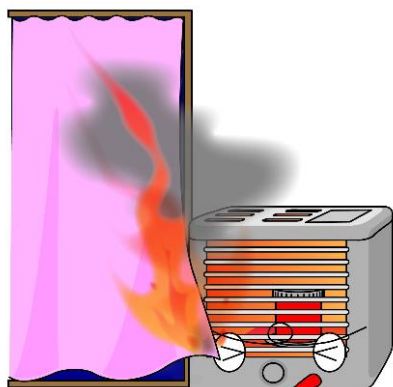
乾いて軽くなった洗濯物が、ふわりと落ちて高温部に接触するおそれがあります。

❗ 寝る前には必ずスイッチを切る！



布団の近くで暖房器具をつけたまま就寝すると、布団などが高温部に触れ、着火するおそれがあります。更に就寝中は発見が遅れやすく、大変危険です！

❗ 暖房器具の近くに燃えるものを置かない！



カーテンなどの燃えやすいものの近くでは使わないようにしましょう。

周囲の可燃物は整理整頓し、ストーブから 1 m 以上は離しましょう。

電気ストーブは火を使わないから安全…そう思っていないですか？

京都市内で過去 5 年間（平成 26 年～平成 30 年）に発生した暖房器具火災の約 7 割が電気ストーブによるもので、電気ストーブ火災は、布団や衣類などの燃えやすいものが接触したことが主な原因となっています。

こうした暖房器具火災は、少しの注意で防げるものが多いです。

必ず取扱説明書を読むとともに、これらのポイントに注意して、安全で暖かい冬を過ごしましょう！

「コンピュータウイルスに感染した」という 「偽警告表示」にだまされないで！！



相談事例

パソコンを使用していたら、突然警告音と共に「ウイルスに感染した」と表示され、画面が動かなくなった。

問合せ先として表示された電話番号へ電話を掛けたら、片言の日本語を話すオペレーターから「パソコンを遠隔操作で直す。セキュリティソフトの契約が必要」と言われ、4万円を請求された。

アドバイス

- ・ 音や画面表示が出ても、とにかく慌てず、落ち着くことが必要です。慌てて事業者へ連絡したり、セキュリティソフト等の契約をしないようにしましょう。
- ・ 表示された画面が偽の表示と考えられる場合は、画面を終了しましょう。偽の警告なのかどうか判断ができないときや、警告画面が消せないときは、情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口(※)のホームページで事例と対応について確認するか、窓口にご相談しましょう。
- ・ セキュリティソフトの解約ができないなどのトラブルが生じたときは、消費生活総合センターへご相談ください。

(※)独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティ安心相談窓口 電話 03-5978-7509
(受付時間 10:00~12:00, 13:30~17:00) メール: anshin@ipa.go.jp

第1弾

チャレンジ！！お買物契約クイズ



ふだん何気なくしているお買物も「契約」の1つ。でも、いざ内容について見直してみると…意外と知らないこともあるかも？以下のクイズに挑戦して、確認してみましょう！

問1 お店へ行って商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり、1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。

問2 インターネット通販で買ったものは、クーリング・オフできる？

- ① 商品が届く前ならクーリング・オフできる。
- ② 契約してから14日間ならクーリング・オフできる。
- ③ クーリング・オフはできない。

問3 街で呼び止められて展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ① 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ② 商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③ 契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできる。

解答・解説は
次のページへ！

「社会への扉」(消費者庁発行) から一部引用

クーリング・オフとは？特に消費者トラブルになりやすい一部の取引について、契約から一定期間、消費者が冷静に考えてから、理由に関係なく申込みの撤回又は契約を解除できる法制度のことです。

チャレンジ!!お買物契約クイズ(解答・解説編)

問1 お店へ行って商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

➡(答え) ① 解約できない。

お店での買物も契約。契約は、「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があります。消費者と事業者とが、「買います」「売ります」とお互い合意すれば契約は成立しますので、お店側からも、買ったお客さん側からも、自分だけの都合で一方的に契約を取り消すことはできません。

問2 インターネット通販で買ったものは、クーリング・オフできる？

➡(答え) ③ クーリング・オフはできない。

ネットショッピングによる買物には、法律上のクーリング・オフ制度は適用されません。

問3 街で呼び止められて展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

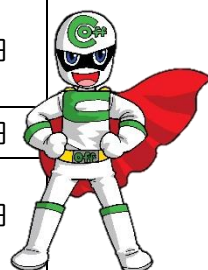
➡(答え) ③ 契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできる。

「契約は一方的に取り消すことができない」のが原則ですが、今回のように街で呼び止められ、不意打ち的に勧誘されて契約した場合、キャッチセールスに該当すると考えられますので、クーリング・オフの対象になります。

期間は契約書を受け取った日から教えてね!

○クーリング・オフができる取引内容とクーリング・オフ期間の例

取引内容	勧誘方法・契約内容	期 間
訪問販売	自宅などへの訪問、キャッチセールス（営業所以外の場所から誘い、来訪させる）、アポイントメントセールス（突然電話があり、販売目的を隠して店舗などに呼び出される）。	8日
電話勧誘販売	自宅などに電話を掛けてきて勧誘する。	8日
特定の継続的なサービス	契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間がエステや美容医療の一部では1箇月を超え、語学教室や学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスでは2箇月を超えるもの。	8日



(3,000円未満の現金取引は除く。)

京都市消費生活総合センターキャラクター クーリング・オフマン

【編集後記】

「もう12月かぁ…」毎年言っている気がしますが、今年は特にしみじみと口にしてしまいます。お花見、歓送迎会、花火大会、コンサートライブ、忘年会…あらゆるお出かけも思い出づくりも例年と同じようにはいかず、何だか物足りなく感じてしまう方も多いかもかもしれません。いつもどおりの1年が過ごせなくて心残りな時こそ、月日だけはどんなときも平等に、淡々と巡っていることを実感させられます。

泣いても笑っても1年は1年。来年はどんな1年でしょうか？今年も1年間、ありがとうございました。

悪質商法、買物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

さいむゼロ

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（土日祝・年末年始を除く。）

午前9時～午後5時

12月29日～1月3日

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



「京・くらしの安心・安全情報」の過去号も掲載しています！

*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



令和2年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第024630号